## 連邦民事訴訟規則(Federal Roles of Civil Procedure)の改正について

2015 年 12 月 22 日 JETRONY 知財部 今 村 、 丸 岡

12月1日から連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) が変更された。今回の変更は、原告・被告、費用とその効果などの均衡性改善を主要目的とするものとされており、具体的には、①特許侵害訴訟、著作権侵害訴訟などの訴状として従来使用されてきた付属書式 (Appendix of Forms)、および、「これら付属書式は訴状として充分である (the forms "suffice under these rules")」という条文の削除1、②証拠能力を有する証拠の発見に至る可能性がある情報のディスカバリーを認可するという条項を削除し、均衡性テストによりディスカバリー範囲を制限し、③文書開示要請に対する異議に基づき開示を拒否する場合、開示拒否に関する詳細情報の提出を義務付けるというものであり、今後、ディスカバリー負担の軽減が期待される。

米調査機関の調査によれば、米国特許訴訟の日別提起件数は連邦民事訴訟規則 (FRCP)補正案の発効日前日(11月30日)に過去最高の257件を記録し、その大部分がパテントトロールを原告とし、また、76%がテキサス州東部地区連邦地裁で提起されたものであった。

## 主な変更点

- (1)特許侵害事件において、「フォーム 18」を削除し、事件に対して十分な説明をすることが必要。従来、「フォーム 18」に基づき、特許番号の提示と被疑侵害製品の指摘のみで訴訟提起が可能であったところ、全特許侵害の訴状に、侵害主張が「信頼できる (plausible)」ことを証明するための充分な事実説明を含めることが求められる<sup>2</sup>。
- (2)ディスカバリー要求が当事者の主張もしくは答弁に関連しているというだけでなく、当該要求が「事件に必要である」ことを示すため、規則 26(b)(1)に基づき、ディスカバリーの要求が妥当であるかどうかを以下の点から検討する。
  - ①対象となる問題点の重要性

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 従来の規則 84 では、特許訴訟の訴状は、FRCP 付属書「Form 18」で記載が求められる情報が含まれていれば 受理されるとされていたが、「Form 18」は、原告の氏名、主張する特許の発行日、被告の氏名など、最小 限の情報のみを記載要件としていたことから、パテントトロールによる訴訟提起を助長する規則であると非 難されていた

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 最高裁の Bell Atlantic Corp. v. Twombly 事件判決(2007 年)と Ashcroft v. Iqbal 事件判決(2009 年)に準拠して、被侵害の主張を裏付ける説得力のある事実などを訴状に記載することが必要である。

- ②争点に対する金額
- ③当事者による関連情報へのアクセスの度合い
- ④ 当事者の資源
- ⑤係争解決におけるディスカバリーの重要性
- ⑥利点と比較した負担および経費
- (3)原告側の被告側への必要な通知の期限を、訴状提出後 120 日から 90 日へと短縮。 (規則 4 (m))
- (4) Scheduling Order の期限は、被告に訴状が送達されてから 120 日から 90 日へと、もしくは被告が出廷してから 90 日から 60 日へと短縮。(規則 16(b)(2))
- (5)裁判所への出廷命令(summons)および訴状が送達されてから 21 日後ならいつでも書類提出要求(ディスカバリー)を送達することができ、規則 26(f)に基づく当事者の最初の協議の後 30 日以内に応答を提出する必要がある。(規則 26(d)(2)、規則 34(b)(2))
- (6)書類提出要求に応答する当事者は、インスペクションを受け入れるか、書類のコピーもしくは電子的に保存された情報を提出するかについて言明する。要求に示された期限若しくは、応答の際に指定した特定の期限内に行わなければならない。(規則 34 (b)(2)(B))
- (7)ディスカバリーに対する異議がある場合には、詳細な理由を言明する必要があり、異議が申立の一部である場合には、その箇所を特定し、それ以外の部分については異議がないことを認める必要がある。(Rule 34(b)(2))
- (8) 保存されるべきであった電子保存情報が、適切な保存対策を一方の当事者が実施しなかったため、紛失もしくは破壊されてしまった場合、裁判所は、相手方当事者に対して不公平にならないように
  - ①「その情報の紛失もしくは破壊による損害を取り除くのに必要である範囲を超えない 程度の対策を実施するように命令することができる
  - ②相手方当事者が情報閲覧できないような当事者による行動が証明された場合、裁判所は、当該情報が当事者にとって不利なものであったとみなし、そのように陪審員にも指示を出し、訴訟提起の却下もしくは懈怠判決(Default judgment) とすることができる(Rule 37(e))。

連邦民事訴訟規則(Federal Roles of Civil Procedure)改正:

http://www.supremecourt.gov/orders/courtorders/frcv15(update) 1823.pdf